

秋田市公報

あきだ

第1125号

平成30年10月10日

毎月10日発行

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

—— 目 次 ——

条 例

- 秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第48号） 2
- 秋田市農山村地域活性化センター条例（第49号） 2
- 秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例（第50号） 3
- 秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例（第51号） 4
- 秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例（第52号） 4

規 则

- 秋田市農山村地域活性化センター条例施行規則（第37号） 4
- 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第38号） 5
- 秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第39号） 5
- 秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則（第40号） 6
- 秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第41号） 6

教 委 規 则

- 秋田市立秋田商業高等学校学則の一部を改正する規則（第9号） 6
- 秋田公立美術大学附属高等学院学則の一部を改正する規則（第10号） 6

告 示

- 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について（第268号） 6
- 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第269号） 7
- 証明書等自動交付事務の証明書交付手数料の徴収事務の委託について（第270号） 7
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第271号） 7

○平成30年度介護保険料納入通知書の公示送達について（第272号） 7

○平成30年度分介護保険料督促状の公示送達について（第273号） 8

○指定した土地の区域の変更について（第274号） 8

○秋田市ごみ処理手数料の徴収事務の委託について（第275号） 8

○介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、変更および廃止について（第276号） 8

○医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について（第277号） 9

○医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の廃止について（第278号） 9

○平成30年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第279号） 9

○平成30年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第280号） 9

○国民健康保険税督促状の公示送達について（第281号） 9

○指定居宅介護支援事業者の指定について（第282号） 9

○出納員および現金取扱員の委任又は再委任について（第283号） 10

○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第284号） 10

○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第285号） 10

○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第286号） 10

○身体障害者福祉法による医師の指定について（第287号） 10

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第13号） 10

選 管 告 示

○選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第9号） 10

農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について（第9号） 11

上下水道局告示

○指定給水装置工事事業者の廃止について（第15号） 11

消防本部告示

○指定催しの指定について（第4号） 11

公 告

○予防接種法による定期予防接種について	11
○秋田農業振興地域整備計画の変更について	12
○建築基準法による道路の指定について	12
○農用地利用集積計画の縦覧について	12
○公募型指名競争入札の実施について	12
○予防接種法によるインフルエンザの予防接種について	13
○予防接種法による定期予防接種について	33
○公の施設の指定管理者の公募について	34

教 委 公 告

○平成31年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒の募集について	35
------------------------------------	----

選 管 公 告

○検察審査員候補者の予定者の選定を行う場所および日時について	36
○裁判員候補者の予定者の選定を行う場所および日時について	36

条 例

秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第48号

秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第4号ア中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（）」を「指定特定施設入居者生活介護（）」に、「第237条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」を「第216条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護」に、「又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号）第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護」に、「第225条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「第202条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護」に改め、同条第4項中「第2項」の次に「、第7項」を加え、同条第6項中「以外の」の次に「養護老人ホーム、」を加え、同条第7項ただし書中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護」に改め、「（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）」を削り、「できる」を「でき、第1項第3号イの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1以上とする」に改め、同条第8項中

「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改め、同条第10項ただし書中「にあっては」を「又は指定特定施設入居者生活介護（秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例第237条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護もしくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第225条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行なう養護老人ホームにあっては」に改め、同条第12項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員 第22条第3項中「前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていらない外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、第12条第1項第3号の規定に基づく生活相談員を置いていない場合」に改める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

秋田市農山村地域活性化センター条例をここに公布する。

平成30年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第49号

秋田市農山村地域活性化センター条例

（設置）

第1条 本市の農山村の多様な地域資源を活用し、農業、自然、地域文化等に関する体験および学習を通じて市民の交流等を促進することにより、農山村地域の活性化を図るため、秋田市農山村地域活性化センター（以下「センター」という。）を秋田市上新城五十丁字小林190番地1に設置する。

（利用の許可）

第2条 別表に掲げるセンターの施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、センターの管理上必要な条件を付することができる。

（利用料金）

第3条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第13条の規定によりセンターの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内とする。

（利用料金の収受）

第4条 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

（利用料金の承認）

第5条 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受け定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が適正と認められるときは、これを承認するも

のとする。

3 市長は、前項の規定による承認をしたときは、速やかに承認した利用料金を公表するものとする。

4 指定管理者は、第2項の規定による承認を受けた利用料金をセンターにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければならぬ。

(利用料金の減免)

第6条 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第7条 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の制限等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用を制限し、もしくは停止し、又は利用の許可を取り消し、もしくは利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(3) 利用の許可条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が利用させることを不適当と認めるとき。

(目的外利用等の禁止)

第9条 利用者は、許可を受けた目的以外にセンターの施設を利用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(特別の設備等の許可)

第10条 利用者は、センターの施設の利用に当たって特別の設備をし、又は既存の設備を変更する必要があるときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第11条 センターを利用する者は、その利用を終えたとき、又は第8条の規定により利用を停止されたとき、もしくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設又はその附属設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第12条 センターを利用する者は、その施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第13条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、センターの管理を法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるものほか、開館時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つて、センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) センターにおける農業、自然、地域文化等に関する体験および学習その他農山村地域の活性化に資する催しの企画および運営に関すること。

(2) センターの利用の許可に関すること。

(3) センターの利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関すること。

(4) センターの利用に係る特別の設備の許可および既存の設備

の変更の許可に関すること。

(5) センターの施設、附属設備等の維持管理に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理運営上必要と認める業務

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条から第6条まで、第8条から第10条までおよび第16条の規定は、同年3月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

施設	利用料金	
	単位	金額
研修室1	1時間につき	136円
研修室2		160円
研修室3		201円
研修室4		159円
多目的ホール		398円

備考

1 研修室1、研修室2、研修室3又は研修室4において冷暖房設備を利用する場合は、1室1時間につき、冷房設備にあっては80円を、暖房設備にあっては90円を加算する。

2 多目的ホールにおいて照明設備を利用する場合は、1時間につき100円を加算する。

3 利用時間が1時間に満たない場合は当該利用時間を1時間とし、利用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

4 利用者が入場料、会費、負担金等を徴収する場合、商品の宣伝を行う場合、展示即売を行う場合その他の営利を目的として利用する場合の利用料金の額は、この表（備考の1および備考の2を除く。）の規定に基づき算定した額の2倍に相当する額とする。

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第50号

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

秋田市建築基準法関係手数料条例（平成12年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中第47号を第49号とし、第35号から第46号までを2号ずつ繰り下げ、同表第34号中「仮設建築物の」を「仮設興行場等の」に、「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料」に改め、同号を同表第35号とし、同号の次に次のように加える。

(36) 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料	160,000円
---	-----------------------------------	----------

別表中第33号を第34号とし、第3号から第32号までを1号ずつ繰り下げ、同表第2号中「第43条第1項ただし書」を「第43条第

2項第2号」に改め、同号を同表第3号とし、同表第1号の次に次のように加える。

(2) 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	27,000円
--------------------------------------	-------------------------	---------

別表の備考中「第44号」を「第46号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第51号

秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

秋田市立学校給食共同調理場設置条例（昭和58年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秋田市立勝平小学校、勝平中学校共同調理場の項中「秋田市立勝平小学校、勝平中学校共同調理場」を「秋田市立勝平小学校等共同調理場」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第52号

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成5年秋田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条および第8条中「秋田市長の選挙における」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

規 則

秋田市農山村地域活性化センター条例施行規則をここに公布する。

平成30年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第37号

秋田市農山村地域活性化センター条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、秋田市農山村地域活性化センター条例（平成30年秋田市条例第49号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（開館時間）

第2条 秋田市農山村地域活性化センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前10時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

（休館日）

第3条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。
（利用許可申請）

第4条 条例第2条第1項の許可を受けようとする者は、利用しようとする最初の日の1月前から当日までに秋田市農山村地域活性化センター利用許可申請書（以下「許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（利用許可書）

第5条 市長は、許可申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、秋田市農山村地域活性化センター利用許可書を交付するものとする。

（利用の中止等の届出）

第6条 条例第2条第1項の許可を受けた者は、利用を中止し、又は利用の許可の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（利用料金の承認申請）

第7条 条例第3条第1項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、条例第5条第1項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、秋田市農山村地域活性化センター利用料金（変更）承認申請書に利用料金の算定根拠を明らかにした書類その他の市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（指定管理者に管理を行わせる場合の開館時間等）

第8条 条例第13条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合のセンターの開館時間および休館日については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第2条に規定する開館時間もしくは第3条に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条から第7条までおよび第9条の規定は、同年3月1日から施行する。

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第38号

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則（平成27年秋田市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「備考の3」を「備考の6」に改める。

別表第1の備考の2ただし書中「および」を「、同法附則第7条の2第4項および第5項、同法附則第7条の3第2項ならびに」に改め、同表の備考の3を同表の備考の6とし、同表の備考の2の次に次のように加える。

3 この表における「所得割の額のない世帯」には、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者ならびに地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により当該所得割が課されないこととなる者および同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により当該所得割が課されないこととなる者（当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）を含むものとする。

4 1号認定子どもに係る支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、それらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を計算するものとする。

5 1号認定子どもに係る支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納稅義務者は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納稅義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死

の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を所得割の額から控除した額を所得割の額とする。

別表第2の備考の6中「備考の3」を「備考の6」に改め、同表の備考の6を同表の備考の9とし、同表の備考の5を同表の備考の8とし、同表の備考の8の前に次のように加える。

6 この表における「所得割の額のない世帯」には、別表第1の備考の3に規定する所得割を免除された者および所得割が課されないこととなる者を含むものとする。

7 別表第1の備考の4および備考の5の規定は、2号認定子どもおよび3号認定子どもに係る支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者に係る所得割の額の計算について準用する。

別表第2の備考の4を同表の備考の5とし、同表の備考の3の次に次のように加える。

4 この表における「市町村民税非課税世帯」には、市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者ならびに地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者および同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）を含むものとする。

別表第3の表中「備考の6」を「備考の9」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の規定は、平成30年9月分の利用者負担額の額から適用し、同年8月分までの利用者負担額の額については、なお従前の例による。

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第39号

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の

施行期日を定める規則

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例（平成30年秋田市条例第50号）の施行期日は、平成30年9月28日とする。

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第40号

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同条第4項中「又は第5項」を「、第5項又は第6項」に改める。

第18条第1項中「法第44条第1項第3号」を「法第43条第2項第1号、法第44条第1項第3号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第41号

秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則（平成11年秋田市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「第44条第1項第3号」を「第43条第2項第1号、第44条第1項第3号」に改め、同条第2号中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 委 規 则

秋田市立秋田商業高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月28日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市教委規則第9号

秋田市立秋田商業高等学校学則の一部を改正する規則

秋田市立秋田商業高等学校学則（平成3年秋田市教委規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条中「を卒業した者」を「もしくは義務教育学校を卒業した者もしくは中等教育学校の前期課程を修了した者」に改める。

第10条中「出身中学校長」を「出身の中学校、義務教育学校又は中等教育学校の校長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田公立美術大学附属高等学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月28日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市教委規則第10号

秋田公立美術大学附属高等学院学則の一部を改正する規則

秋田公立美術大学附属高等学院学則（平成3年秋田市教委規則第10号）の一部を次のように改正する。

第6条中「を卒業した者」を「もしくは義務教育学校を卒業した者もしくは中等教育学校の前期課程を修了した者」に改める。

第9条中「出身学校長」を「出身の中学校、義務教育学校又は中等教育学校の校長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第268号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第78条の2第1項、第79条第1項、第115条の2第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次とおり指定したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第115条の10および第115条の20の規定により告示する。

平成30年9月4日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人ホームホスピス秋田訪問介護事業所	ホームホスピス秋田訪問介護事業所	秋田市手形字十七流5番地3	平成30年9月1日	訪問介護
株式会社きららホールディングス	パリケアあきた訪問看護ステーション	秋田市川元開和町1番35号東和ビル2階	平成30年9月1日	訪問看護、介護予防訪問看護
株式会社グットラップロデュース	つどい処グッと楽デイサービスセンター懶々くらぶ	秋田市土崎港東四丁目2番43号	平成30年9月1日	通所介護
特定非営利活動法人きらら	NPOきらら居宅介護支援事業所	秋田市大町二丁目5番1号きららアーバンパレス1階	平成30年9月1日	居宅介護支援

株式会社 One's Life	デイ・リ ハスパッ トワンズ ライフ八 橋	秋田市八橋 本町三丁目 13番17号山 王イノベー ションビル 101号室	平成30年 9月1日	地域密着型 通所介護
合同会社 びりーぶ	デイサー ビスひば りさん	秋田市卸町 五丁目14番 10号	平成30年 9月1日	認知症対応 型通所介護、 介護予防認 知症対応型 通所介護

秋田市告示第269号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第78条の11、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成30年9月4日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の 年月日	サービスの 種 類
医療法人 土崎鹿嶋 医院	鹿嶋医院 デイサー ビスセン ター悠久 くらぶ	秋田市土崎 港東四丁目 2番43号	平成30年 8月31日	通所介護
有限会社 優介護	訪問看護 ステーショ ンハート プレイス	秋田市桜一 丁目9番13 号	平成30年 8月31日	訪問看護、 介護予防訪 問看護
株式会社 パリケア あきた	パリケア あきた訪 問介護ス テーショ ン	秋田市川元 開和町1番 35号東和ビ ル2階	平成30年 8月31日	訪問介護
株式会社 パリケア あきた	パリケア あきた訪 問看護ス テーショ ン	秋田市川元 開和町1番 35号東和ビ ル2階	平成30年 8月31日	訪問看護、 介護予防訪 問看護
株式会社 パリケア あきた	パリケア あきた居 宅介護支 援事業所	秋田市川元 開和町1番 35号東和ビ ル2階	平成30年 8月31日	居宅介護支 援
有限会社 ライズ・ ワン	レコード ブック秋 田八橋	秋田市八橋 本町三丁目 13番17号	平成30年 8月31日	地域密着型 通所介護

秋田市告示第270号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、証明書等自動交付事務の証明書交付手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年9月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名
東京都千代田区一番町25番地
地方公共団体情報システム機構
理事長 吉本和彦
- 2 委託期間
平成30年10月1日から平成31年3月31日まで

秋田市告示第271号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成30年9月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 7台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 9台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成30年8月3日から同月31日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成30年9月20日から平成31年3月20日まで

2 返還を受けるために必要な事項

- 自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有权の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

- 秋田市山王一丁目1番1号
- 秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766
- 秋田市東通仲町4番3号
- 秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第272号

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年9月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成30年度介護保険料納入通知書

秋田市告示第273号

次の介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年9月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成30年度分介護保険料督促状

秋田市告示第274号

秋田市宅地開発に関する条例（平成14年秋田市条例第28号）第15条の2第1項の規定により指定した土地の区域を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同条第2項の規定により告示し、その関係図書を縦覧に供する。

平成30年9月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更した土地の区域
秋田市外旭川、添川、下新城岩城、下新城小友、上新城道川、太平目長崎、上北手猿田、仁井田、四ツ小屋小阿地、豊岩豊巻、豊岩小山、豊岩石田坂および太平八田の一部の区域
- 2 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第275号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年9月11日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店
秋田県秋田市檜山登町1番17号アーバンパレス登町2号
石川裕貴
セブンイレブン秋田仲小路店

秋田市告示第276号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年9月11日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
ヒロコージ薬局	秋田市千秋久保田町3番18号	平成30年8月1日
デイサービスひばりさん	秋田市御町五丁目14番10号	平成30年9月1日
デイ・リハスポートワンズライフ八橋	秋田市八橋本町三丁目13番17号 山王イノベーションビル101号室	平成30年9月1日
つどい処グッと楽デイサービスセンター悠々くらぶ	秋田市土崎港東四丁目2番43号	平成30年9月1日
パリケアあきた訪問看護ステーション	秋田市川元開和町1番35号 東和ビル2階	平成30年9月1日
NPOきらら居宅介護支援事業所	秋田市大町二丁目5番1号 きららアーバンパレス1階	平成30年9月1日

2 変更

事業所名称	所 在 地	変 更 年月日
旧 医療法人杏仁会居宅介護支援センター	秋田市桜二丁目17番23号	平成30年8月10日
新 医療法人杏仁会ひかり居宅介護支援センター		

3 廃止

事業所名称	所 在 地	廃 止 年月日
ヒロコージ薬局	秋田市千秋久保田町3番18号	平成30年7月31日
レコードブック秋田八橋	秋田市八橋本町三丁目13番17号	平成30年8月31日
鹿嶋医院デイサービスセンター悠々くらぶ	秋田市土崎港東四丁目2番43号	平成30年8月31日
パリケアあきた訪問介護ステーション	秋田市川元開和町1番35号 東和ビル2階	平成30年8月31日
パリケアあきた訪問看護ステーション	秋田市川元開和町1番35号 東和ビル2階	平成30年8月31日
パリケアあきた居宅介護支援事業所	秋田市川元開和町1番35号 東和ビル2階	平成30年8月31日

秋田市告示第277号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年9月11日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
あらやキッズクリニック	秋田市新屋元町23番6号	平成30年9月1日
村山クリニック	秋田市将軍野南五丁目12番19号	平成30年8月1日
あらや調剤薬局	秋田市新屋元町23番5号	平成30年9月1日
ヒロコーポレート薬局	秋田市千秋久保田町3番18号	平成30年8月1日

2 廃止

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
村山クリニック	秋田市将軍野南五丁目12番19号	平成30年7月31日
ヒロコーポレート薬局	秋田市千秋久保田町3番18号	平成30年7月31日

秋田市告示第278号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術者を次のとおり廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年9月11日

秋田市長 穂 積 志

廃止

氏名	施術所の名称	施術所の 所 在 地	廢 止 年月日
高橋 秀平	きらら訪問マッサージ	秋田市御所野元町三丁目2番4号 e-環境秋田ビル703	平成30年8月31日
岸 美幸	きらら訪問マッサージ	秋田市御所野元町三丁目2番4号 e-環境秋田ビル703	平成30年8月31日

牧野 道子	きらら訪問マッサージ	秋田市御所野元町三丁目2番4号 e-環境秋田ビル703	平成30年8月31日
-------	------------	--------------------------------	------------

秋田市告示第279号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年9月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成30年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第280号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年9月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の名称
平成30年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第281号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年9月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第282号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成30年9月20日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービスの 種 類
合同会社 プランニ ングこま ち	プランケ アコまち	秋田市将軍 野南五丁目 10番30号 伊藤アパー ト 202号室	平成30年 9月15日	居宅介護支 援

秋田市告示第283号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成30年 9月20日

秋田市長 穂 積 志

課所室名	委任事務
生涯学習室	入札保証金の収納に関する事務

秋田市告示第284号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成30年 9月26日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関名	医療機 関住所	開設者名	指 定 年月日
218	AIN薬局 保戸野店	秋田市保 戸野中町 1番25号	株式会社AIN ファーマシーズ 代表取締役 大石 美也	平成30年 10月1日

秋田市告示第285号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成30年 9月26日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関名	医療機 関住所	開設者名	指 定 年月日
219	佐野薬局御 野場店	秋田市仁 井田本町 五丁目7 番6号	株式会社サノ・ ファーマシー 代表取締役 佐野 元彦	平成30年 10月1日

秋田市告示第286号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自

立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成30年 9月26日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関名	医療機 関住所	開設者名	指 定 年月日
220	調剤薬局 ほっと	秋田市土 崎港中央 五丁目6 番26号	株式会社ファー マみらい 代表取締役 清原陽子	平成30年 10月1日

秋田市告示第287号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成30年 9月28日

秋田市長 穂 積 志

医 师 名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
木村 竜太	秋田厚生医療 センター	整形外科	肢体不自由
島 仁	小川内科医院	内科 循環器科 胃腸科	じん臓機能障害 (追加) 肢体不自由 心臓機能障害 呼吸器機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害

教 委 告 示

秋田市教委告示第13号

平成30年 9月27日午後 3時30分秋田市役所 5階 5-A 会議室に教育委員会定例会を招集する。

平成30年 9月26日

秋田市教育委員会
教育長 佐 藤 孝 哉

付議案件

- 1 教育委員会事務の点検・評価に関する件
- 2 秋田市立秋田商業高等学校学則の一部を改正する件
- 3 秋田公立美術大学附属高等学院学則の一部を改正する件

選 管 告 示

秋市選管告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成30年 9月 3日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫
1 50分の1の数 5,330人
2 3分の1の数 88,824人

農 委 告 示

秋田市農委告示第9号

平成30年9月19日午後2時秋田市役所6-A会議室に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成30年9月12日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件(3件)
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件(1件)
- 3 農用地利用集積計画(平成30年度第6号)に関する件
- 4 平成31年度秋田市農業施策等に対する要望に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第15号

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市水道事業給水条例施行規程(昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号)第8条の3第2号の規定により告示する。

平成30年9月12日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

1 指定給水装置工事事業者の廃止

事業者名	代表者	所在地
湯沢水道	湯沢 健	秋田市東通明田3番30号

2 廃止年月日

平成30年9月7日

消防本部告示

秋田市消防本部告示第4号

秋田市火災予防条例(昭和48年秋田市条例第27号)第50条の2第1項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年9月10日

秋田市消防長 佐藤好幸
記

催しの開催場所	ぼぼろーど・西口大屋根下通路・アゴラ広場、エリアなかいちおよび旧秋田空港跡地
催しの名称	第141回秋田県種苗交換会
催しの開催期間	平成30年10月30日(火)から同年11月5日(月)まで

公 告

秋田市公告

予防接種法(昭和23年法律第68号)に規定する定期の予防接種について、予防接種を行う医師に変更があったため、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年9月4日

秋田市長 穂積志

- 1 予防接種を行う協力を承諾した医師の氏名および予防接種を行なう主たる場所、追加する予防接種の種類
別表1のとおり
- 2 予防接種を行う承諾を撤回した医師の氏名および予防接種を行なっていた主たる場所、撤回した予防接種の種類
別表2のとおり

別表1

主たる場所 (医療機関名)	所在地	医師の氏名	追加する予防接種の種類													
			四種混合	三種混合	二種混合	不活化ポリオ	麻疹・風疹・混合	麻疹・單抗原	風疹・單抗原	日本脳炎	結核(BCG)	Hib感染症	小児の肺炎球菌	HPV感染症	水痘	B型肝炎
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	小林 雄紀	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

別表2

主たる場所 (医療機関名)	所在地	医師の氏名	撤回する予防接種の種類													
			四種混合	三種混合	二種混合	不活化ポリオ	麻疹・風疹・混合	麻疹・單抗原	風疹・單抗原	日本脳炎	結核(BCG)	Hib感染症	小児の肺炎球菌	HPV感染症	水痘	B型肝炎
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	仙場 志保	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		福永 宏隆	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の秋田農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成30年9月10日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号
本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成30年9月25日

秋田市長 穂 積 志

1 申請者の住所および氏名

秋田市牛島東六丁目5番2号

ア. クリア株式会社

代表取締役 若村大輔

2 道路位置指定箇所

秋田市将軍野東三丁目14番44

3 道路幅員

5.00～6.49メートル

4 道路延長

26.71メートル

5 指定年月日および番号

平成30年9月25日 第2号

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成30年度第6号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成30年9月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号
本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成30年9月25日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は次のとおりである。

ア 業務委託名

秋田市いいあんべえ体操DVD等作成業務

イ 履行期間

契約締結日の翌日から平成30年12月25日まで

(2) 入札参加要件

ア 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

イ 秋田市に本社、支店又は営業所等を有すること。

ウ 市税に滞納がないこと。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

オ 秋田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当しないことならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。

カ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時

平成30年10月17日（水）午前9時30分

(2) 入札の場所

秋田市八橋南一丁目8番3号

秋田市保健所1階 中会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 契約日

落札日から平成30年10月23日（火）まで

(5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税および地方消費税の額に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記入すること。

ウ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については、落札者としないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

オ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、直ちにくじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは、辞退できないものとする。

カ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には、代理人の印を押印すること。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成30年10月9日（火）までに、次のアからオに掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けること。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
 イ 誓約書（様式2）
 ウ 過去2年間に本業務と同様の業務について、契約を履行したことがあることを確認できる契約書等の写し
 エ 納税証明書（写しでも可）
 本市の市民税課で直近1か月以内に発行された「市税に未納がないこと」の証明書を提出すること。
 オ 履歴事項全部証明書（写しでも可）
 所轄の法務局で直近3か月以内に発行されたものを提出すること。

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受付しない。

(3) 申込書等の受付

ア 受付期間

平成30年9月26日（水）から同年10月9日（火）までの土曜日、日曜日および国民の祝日を除く午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所

秋田市八橋南一丁目8番3号

秋田市保健所保健予防課健康づくり担当

ウ 申込書等の様式

秋田市保健所保健予防課ホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成30年10月12日（金）までにFAXで行う。

5 その他

- (1) 提出された申込書等は、返却しない。
- (2) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (3) 秋田市財務規則第135条の規定により契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任させてはならない。なお、一部の業務を第三者に委託又は請け負わせる場合は、あらかじめ書面による報告を求める。

(4) 問合せ先

秋田市保健所保健予防課健康づくり担当

電話 883-1178 FAX 883-1173

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により実施するインフルエンザの予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第5条の規定に基づき、公告する。

平成30年9月28日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種の種類、対象者の範囲および接種の方法と回数

予防接種の種類	対象者の範囲	接種の方法と回数
インフルエンザ	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳	インフルエンザの定期予防接種はインフルエンザH Aワクチン

未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいを有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを有する者

クチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。

2 インフルエンザの定期の予防接種について

(1) 期日

平成30年10月1日から平成31年2月28日までの間で各受託医療機関が定める実施日

(2) 場所

別表のとおり

(3) 予防接種を行ってはならない者

- ア 接種当日、明らかな発熱を呈している者
- イ 重篤な急性疾患にかかっている者
- ウ インフルエンザ予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- エ インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱や全身性発疹等のアレルギーを疑う病状を呈したことがある者
- オ その他、医師が不適当な状態と判断した者

(4) 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者

- ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患有する者
- イ 過去にけいれんの既往のある者
- ウ 過去に免疫不全の診断がされている者および近親者に先天性免疫不全症者がいる者
- エ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患有する者
- オ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

(5) 他の予防接種との接種間隔

他の予防接種の生ワクチンを接種した場合には接種した日の翌日から起算して27日以上、不活化ワクチン又はトキソイドの場合には6日以上の間隔をおかなければならない。

(6) 接種料金

接種料金は、各受託医療機関が設定する料金とする。

(7) 委託料

市が受託医療機関に支払う委託料は、課税世帯の場合は上限額2,308円、非課税世帯の場合は上限額2,908円、生活保護法に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者（以下「生活保護等受給者」という。）の場合は上限額4,908円とする。

(8) 自己負担額

受託医療機関は、接種料金から委託料を差し引いた額を自

己負担額としてインフルエンザの定期予防接種を受けた者に請求するものとする。ただし、生活保護等受給者の場合は、無料でなければならない。

医師名	予防接種を行う 主たる場所	所在地	インフルエンザ
真崎 雅和	(医) 真和会 真崎耳鼻咽喉科 医院	秋田市土崎港中央 六丁目 8番 3号	○
松浦 亨	(医) 土崎レディ ースクリニック	秋田市土崎港南三 丁目 5番 5号	○
藤盛 亮寿	(医) 藤盛レイ ディーズクリニック	秋田市東通仲町 4 番 1号 アルヴェ 4F	○
柳澤 宗	アーク循環器ク リニック	秋田市広面字谷地 沖26番地 1	○
柳澤 昌子	アーク循環器ク リニック	秋田市広面字谷地 沖26番地 1	○
愛川 肇	愛川整形外科ク リニック	秋田市仁井田露見 町 7番 11号	○
阿部 芳久	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
石川 達哉	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
梅津 篤司	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
遠藤 拓朗	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
太田助十郎	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
小野 幸彦	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
門脇 謙	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
萱場 恵	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
河合 秀哉	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
木下 俊文	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
木下富美子	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
高野 大樹	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
小林 憲弥	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
小武海雄介	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
今野 廉行	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
齋藤 浩史	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
佐々木正弘	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○

佐藤 雄一	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
佐野 圭昭	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
佐野 由佳	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
菅原 卓	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
鈴木 明文	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
田代 晴生	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
田中 郁信	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
寺田 健	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
寺田 豊	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
中瀬 泰然	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
西野 京子	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
引地堅太郎	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
藤巻 由実	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
藤原理佐子	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
古谷 伸春	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
前田 哲也	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
宮田 元	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
師井 淳太	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
山崎 貴史	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
吉岡正太郎	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
吉川 剛平	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
吉田 泰之	秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田 町 6番 10号	○
富樫 賢	あきた腎・膠原 病・リウマチク リニック	秋田市中通二丁目 8番 1号 フォンテ秋田 7F	○
長谷川時生	あきたすてらク リニック	秋田市手形字西谷 地 1番地 2	○
秋山 博	あきた内科・呼 吸器内科クリニック	秋田市東通一丁目 5番 17号	○
高濱 聰子	秋田はすぬまク リニック	秋田市広面字蓮沼 68番地 2	○

高濱 正人	秋田はすぬまクリニック	秋田市広面字蓮沼 68番地 2	○
成田 琢磨	あきた東内科クリニック	秋田市広面字近藤 堰添50番地 1	○
吉田 節朗	あきた駅前内科 外科クリニック	秋田市千秋久保田 町 3 番15号 三宅ビル 2 F	○
工藤 保	あきた乳腺クリニック	秋田市広面字蓮沼 23番地 2	○
阿部 豊彦	阿部クリニック	秋田市仁井田本町 三丁目28番13号	○
工藤 茂高	飯島透析クリニック	秋田市飯島字薬師 田360番地	○
石垣 智	いしがき整形外科 クリニック	秋田市土崎港中央 四丁目 6 番22号	○
石山 剛	いしやま内科腎 クリニック	秋田市外旭川字中 谷地67番地 1	○
菅原 純哉	稻庭クリニック	秋田市南通亀の町 2 番21号	○
稻葉 亨	いなば御所野乳 腺クリニック	秋田市御所野下堤 二丁目 1 番 9 号	○
稻葉 宏次	いなば内科胃腸 科クリニック	秋田市外旭川字待 合14番地 3	○
稻見 育大	いなみ小児科ファ ミリークリニック	秋田市保戸野中町 1 番45号	○
高崎 育男	いなみ小児科ファ ミリークリニック	秋田市保戸野中町 1 番45号	○
阿部 起実	今村病院	秋田市下新城中野 字琵琶沼124番地 1	○
稻庭千弥子	今村病院	秋田市下新城中野 字琵琶沼124番地 1	○
加藤 信之	今村病院	秋田市下新城中野 字琵琶沼124番地 1	○
高木 紘一	今村病院	秋田市下新城中野 字琵琶沼124番地 1	○
小林 祐美	今村病院	秋田市下新城中野 字琵琶沼124番地 1	○
今野 直樹	今村病院	秋田市下新城中野 字琵琶沼124番地 1	○
嵯峨 佑史	今村病院	秋田市下新城中野 字琵琶沼124番地 1	○
塙田 瞳	今村病院	秋田市下新城中野 字琵琶沼124番地 1	○

下田 直威	今村病院	秋田市下新城中野 字琵琶沼124番地 1	○
鈴木 りほ	今村病院	秋田市下新城中野 字琵琶沼124番地 1	○
竹島 綾	今村病院	秋田市下新城中野 字琵琶沼124番地 1	○
新山 喜嗣	今村病院	秋田市下新城中野 字琵琶沼124番地 1	○
平野 梨聖	今村病院	秋田市下新城中野 字琵琶沼124番地 1	○
廣田 紘一	今村病院	秋田市下新城中野 字琵琶沼124番地 1	○
藤田 浩樹	今村病院	秋田市下新城中野 字琵琶沼124番地 1	○
伏見 雅人	今村病院	秋田市下新城中野 字琵琶沼124番地 1	○
細谷 知樹	今村病院	秋田市下新城中野 字琵琶沼124番地 1	○
三浦 義昭	今村病院	秋田市下新城中野 字琵琶沼124番地 1	○
森 朱音	今村病院	秋田市下新城中野 字琵琶沼124番地 1	○
渡引 康公	今村病院	秋田市下新城中野 字琵琶沼124番地 1	○
向島 偕	今村病院	秋田市下新城中野 字琵琶沼124番地 1	○
真鍋 求	今村病院	秋田市下新城中野 字琵琶沼124番地 1	○
長谷川仁志	今村病院	秋田市下新城中野 字琵琶沼124番地 1	○
矢幅 義男	今村病院	秋田市下新城中野 字琵琶沼124番地 1	○
及川 圭介	医療法人 及川 医院	秋田市飯島新町三 丁目 1 番 20 号	○
島 仁	医療法人 小川 内科医院	秋田市中通三丁目 3 番 55 号	○
大野 忠	医療法人 大野 小児科医院	秋田市南通築地 2 番 15 号	○

大野 忠行	医療法人 大野 小児科医院	秋田市南通築地 2 番15号	○
田近 武彦	医療法人 田近 医院	秋田市河辺北野田 高屋字上前田表76 番地1	○
伊藤 紘朗	医療法人 白雄 会 白根病院	秋田市旭北栄町 5 番29号	○
糸賀 寛	医療法人 白雄 会 白根病院	秋田市旭北栄町 5 番29号	○
小野寺佳奈	医療法人 白雄 会 白根病院	秋田市旭北栄町 5 番29号	○
那須 宏	医療法人 白雄 会 白根病院	秋田市旭北栄町 5 番29号	○
白根 研二	医療法人 白雄 会 白根病院	秋田市旭北栄町 5 番29号	○
横山 治夫	医療法人久盛会 介護老人保健施 設 三楽園	秋田市飯島字堀川 84番地20	○
五十嵐三儀	医療法人久盛会 介護老人保健施 設 三楽園	秋田市飯島字堀川 84番地20	○
井谷 修	医療法人恵裕会 井谷耳鼻咽喉科 医院	秋田市広面字鍋沼 52番地1	○
岩渕 朗	岩渕内科胃腸科 クリニック	秋田市保戸野中町 7番16号	○
湊 裕子	駅前整形外科医 院クリニック・オ ルト	秋田市中通一丁目 3番5号 秋田キャッスルホ テル2F	○
榎 真美子	えのきこどもク リニック	秋田市八橋田五郎 二丁目13番18号	○
榎 正行	えのきこどもク リニック	秋田市八橋田五郎 二丁目13番18号	○
鈴木 克彦	おきた町診療所	秋田市新屋沖田町 5番2号	○
川村 隆彦	おきた町診療所	秋田市新屋沖田町 5番2号	○
佐藤 良延	おのば腎泌尿器 科クリニック	秋田市仁井田字中 新田80番地	○
高橋 康	おのば高橋小児 科クリニック	秋田市仁井田字中 新田78番地	○
野口奈津子	お肌のクリニック	秋田市手形住吉町 1番3号 三愛ビル2F	○
豊田 知子	お肌のクリニック	秋田市手形住吉町 1番3号 三愛ビル2F	○
大野 忠	介護老人保健施 設 桜の園	秋田市下北手梨平 字登館8番地	○
寺田 俊夫	介護老人保健施 設 ふれ愛の里	秋田市豊岩小山字 中山216番地27	○
三浦 靖徳	介護老人保健施 設 遊心苑	秋田市添川字境内 川原196番地1	○

工藤 香里	かおりレディス クリニック	秋田市八橋三和町 5番2号	○
小松 健子	加賀谷記念 小 松こども医院	秋田市御野場新町 四丁目7番22号	○
加賀谷 学	かがや内科医院	秋田市旭川南町1 3番18号	○
笠松 千秋	笠松医院	秋田市中通五丁目 7番19号	○
川上 抱負	川上医院	秋田市牛島東七丁 目7番16号	○
鬼平 聰	きびら内科クリ ニック	秋田市新屋天秤野 5番10号	○
佐藤 敬文	共立クリニック	秋田市南通亀の町 14番23号	○
猪股 茂樹	工藤胃腸内科ク リニック	秋田市中通一丁目 3番5号	○
一政 克朗	工藤胃腸内科ク リニック	秋田市中通一丁目 3番5号	○
工藤 孝毅	工藤胃腸内科ク リニック	秋田市中通一丁目 3番5号	○
工藤 由比	工藤胃腸内科ク リニック	秋田市中通一丁目 3番5号	○
鈴木 謙一	工藤胃腸内科ク リニック	秋田市中通一丁目 3番5号	○
山口かずえ	工藤胃腸内科ク リニック	秋田市中通一丁目 3番5号	○
倉光 智之	くらみつ内科ク リニック	秋田市山王五丁目 10番28号	○
和田 黙	クリニック八橋 和田内科	秋田市八橋大畑二 丁目3番3号	○
伊藤 正直	小泉病院	秋田市中通四丁目 1番28号	○
豊田 洋	こころのクリニック	秋田市手形住吉町 1番3号 三愛ビル2F	○
豊田 優子	こころのクリニック	秋田市手形住吉町 1番3号 三愛ビル2F	○
越村 淳	こしむら糖尿病 内科クリニック	秋田市泉南二丁目 1番30号	○
佐々木剛一	こどものクリニック	秋田市泉中央五丁 目19番18号	○
嵯峨 大介	さが医院	秋田市中通五丁目 1番16号	○
山岸 剛	さが医院	秋田市中通五丁目 1番16号	○
粟崎 博	さくら内科・糖 尿病クリニック	秋田市横森三丁目 11番61号	○
荘司 靖子	さくら小児科医 院	秋田市桜一丁目1 番11号	○
荘司 裕	さくら小児科医 院	秋田市桜一丁目1 番11号	○
三戸 聰	さんのへ耳鼻咽 喉科クリニック	秋田市泉東町8番 57号	○

四釜 優夫	しづま医院	秋田市保戸野原の町8番38号	○
柴田 忍	柴田医院	秋田市河辺北野田高屋字黒沼下堤下20番地11	○
眞木 正博	社会福祉法人憲寿会	秋田市外旭川字神田592番地	○
鈴木 明子	すずき眼科	秋田市仁井田新田一丁目1番36号	○
鈴木 裕之	すずきクリニック	秋田市泉北三丁目17番100号	○
鈴木 雪子	すずきクリニック	秋田市泉北三丁目17番100号	○
鈴木 優夫	鈴木内科胃腸科医院	秋田市牛島東二丁目2番37号	○
高橋 郁夫	たかはしこどもクリニック	秋田市将軍野青山町4番47号	○
田代 哲男	田代クリニック	秋田市東通一丁目23番1号	○
立木 裕	立木医院	秋田市保戸野鉄砲町11番28号	○
俵谷 幸藏	たわらや内科	秋田市東通館ノ越8番11号	○
塚田 大星	つかだ泌尿器科クリニック	秋田市飯島新町一丁目1番6号	○
八木 伸夫	土崎病院	秋田市土崎港中央四丁目4番26号	○
高橋 薫	土崎病院	秋田市土崎港中央四丁目4番26号	○
志村 道隆	土崎病院	秋田市土崎港中央四丁目4番26号	○
小野 栄二	土崎病院	秋田市土崎港中央四丁目4番26号	○
小林 匡	土崎病院	秋田市土崎港中央四丁目4番26号	○
堤 祥浩	つつみ整形外科	秋田市寺内堂ノ沢三丁目8番24号	○
渡部 由紀	内科胃腸科 濱島医院	秋田市保戸野すわ町15番20号	○
大嶋 重敏	ながぬま内科	秋田市土崎港中央六丁目2番24号	○
大野 秀雄	ながぬま内科	秋田市土崎港中央六丁目2番24号	○
大山 幸子	ながぬま内科	秋田市土崎港中央六丁目2番24号	○
木村 洋貴	ながぬま内科	秋田市土崎港中央六丁目2番24号	○
堀江 泰介	ながぬま内科	秋田市土崎港中央六丁目2番24号	○
堀江 泰夫	ながぬま内科	秋田市土崎港中央六丁目2番24号	○
長沼 晶子	ながぬま内科	秋田市土崎港中央六丁目2番24号	○

佐藤 徳子	なべしま眼科クリニック	秋田市土崎港中央五丁目7番15号	○
鍋島 隆司	なべしま眼科クリニック	秋田市土崎港中央五丁目7番15号	○
小田嶋 貢	にいだ内科循環器科クリニック	秋田市仁井田新田三丁目14番17号	○
新津 秀孝	にいつ内科クリニック	秋田市広面字樋ノ沖20番地1	○
西宮 藤彦	にしのみやこども医院	秋田市広面字蓮沼21番地5	○
橋爪 隆弘	はしづめクリニック	秋田市山王新町19番27号	○
波多野宏治	はたの循環器クリニック	秋田市横森三丁目1番9号	○
原田 健二	はらだ小児科医院	秋田市山王中園町2番16号	○
針生 秀樹	はりう産婦人科内科クリニック	秋田市広面字近藤堰添49番地1	○
針生 峰子	はりう産婦人科内科クリニック	秋田市広面字近藤堰添49番地1	○
廣田 紘一	ひがし稻庭クリニック	秋田市下北手松崎字岩瀬124番地	○
渡引 康公	ひがし稻庭クリニック	秋田市下北手松崎字岩瀬124番地	○
高木 亮	ひかり桜ヶアクリニック	秋田市桜二丁目17番23号	○
檜森 昌門	ひもり内科・消化器科クリニック	秋田市外旭川八幡田一丁目11番40号	○
平野 勝介	平野いたみのクリニック	秋田市川尻御休町5番40号	○
松岡 一志	松岡内科クリニック	秋田市中通一丁目3番46号	○
湯川 道弘	ミチヒロ胃腸科内科クリニック	秋田市広面字鍋沼93番地	○
宮澤 一治	みやざわペインクリニック	秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターアルヴェ4F	○
谷頭 幸	みゆきレディースクリニック	秋田市中通二丁目1番35号	○
小林 美樹	向島医院	秋田市土崎港中央三丁目5番10号	○
水口 直樹	向島医院	秋田市土崎港中央三丁目5番10号	○
向島 健	向島医院	秋田市土崎港中央三丁目5番10号	○
稻村 茂	メンタルクリニック秋田駅前	秋田市中通二丁目6番44号	○
桃生 勝巳	ものお耳鼻科クリニック	秋田市橋山川口境8番24号	○
師岡 長	もろおか医院	秋田市土崎港南二丁目3番64号	○

安岡 健二	やすおかげ小児科 医院	秋田市保戸野千代 田町14番9号	○
吉成 力	吉成皮膚科クリ ニック	秋田市将軍野桂町 33番18号	○
米山 和夫	米山消化器内科 クリニック	秋田市御所野元町 一丁目1番1号 フレスボ御所野B 棟2F	○
和田 博	わだクリニック	秋田市寺内字三千 刈86番地3	○
阿部 士郎	阿部内科医院	秋田市将軍野東一 丁目7番26号	○
肥田野文夫	(医)仁政会 サンクリニック	秋田市土崎港中央 四丁目8番10号	○
俵谷 博信	医療法人 やば せ内科クリニック	秋田市八橋本町五 丁目8番31号	○
吉成 仁	医療法人 吉成 医院	秋田市下新城中野 字琵琶沼211番地 18	○
飯塚 政弘	医療法人 白雄 会 白根病院	秋田市旭北栄町5 番29号	○
後藤 隆	医療法人 白雄 会 白根病院	秋田市旭北栄町5 番29号	○
神 万里夫	医療法人 白雄 会 白根病院	秋田市旭北栄町5 番29号	○
本間真紀子	医療法人社団 本間医院	秋田市山王中園町 3番14号	○
佐々木浩一	一戸医院	秋田市新屋大川町 9番7号	○
館岡 正子	稻庭クリニック	秋田市南通亀の町 2番21号	○
越後谷 武	越後谷クリニック	秋田市東通仲町1 番25号	○
遠山 佳子	遠山医院	秋田市横森五丁目 21番18号	○
遠山 潤	遠山医院	秋田市横森五丁目 21番18号	○
木村 康徳	下浜診療所	秋田市下浜羽川字 下山48番地132	○
面川 真由	加藤病院	秋田市河辺戸島字 上野4番地3	○
加藤 倫紀	加藤病院	秋田市河辺戸島字 上野4番地3	○
嵯峨 佑史	加藤病院	秋田市河辺戸島字 上野4番地3	○
佐々木義憲	加藤病院	秋田市河辺戸島字 上野4番地3	○
久場 政博	加藤病院	秋田市河辺戸島字 上野4番地3	○
加藤 征夫	加藤病院	秋田市河辺戸島字 上野4番地3	○
長山 栄子	加藤病院	秋田市河辺戸島字 上野4番地3	○

久保 信之	介護老人保健施 設 あいぜん苑	秋田市上新城道川 字愛染58番地	○
佐伯 剛	介護老人保健施 設 かみの里	秋田市上北手百崎 字二夕子沢1番地 6	○
佐々木義憲	介護老人保健施 設 シルバーク アセンター清遊 園	秋田市河辺戸島字 上野4番地3	○
岩谷 一夫	介護老人保健施 設 なぎさ	秋田市土崎港中央 四丁目4番23号	○
高橋 薫	介護老人保健施 設 なぎさ	秋田市土崎港中央 四丁目4番23号	○
後藤 敦子	介護老人保健施 設 ニコニコ苑	秋田市下新城中野 字琵琶沼138番地 1	○
森 朱音	介護老人保健施 設 ニコニコ苑	秋田市下新城中野 字琵琶沼138番地 1	○
宮下 正弘	介護老人保健施 設 山盛苑	秋田市太平山谷字 中山谷227番地2	○
長沼 雄峰	介護老人保健施 設 友愛の郷	秋田市浜田字元中 村280番地29	○
神部 憲一	介護老人保健施 設 悠久荘	秋田市柳田字鳥越 68番地	○
小野 幸彦	外旭川サテライ トクリニック	秋田市外旭川字中 谷地46番地	○
北原 栄	外旭川サテライ トクリニック	秋田市外旭川字中 谷地46番地	○
佐藤 美佳	外旭川サテライ トクリニック	秋田市外旭川字中 谷地46番地	○
須藤まき子	外旭川サテライ トクリニック	秋田市外旭川字中 谷地46番地	○
船木 公行	外旭川サテライ トクリニック	秋田市外旭川字中 谷地46番地	○
三浦 進一	外旭川サテライ トクリニック	秋田市外旭川字中 谷地46番地	○
苗村 双葉	外旭川サテライ トクリニック	秋田市外旭川字中 谷地46番地	○
穂積 恒	外旭川サテライ トクリニック	秋田市外旭川字中 谷地46番地	○
北原 栄	外旭川病院	秋田市外旭川字三 後田142番地	○
嘉藤 茂	外旭川病院	秋田市外旭川字三 後田142番地	○
三浦 進一	外旭川病院	秋田市外旭川字三 後田142番地	○
松尾 直樹	外旭川病院	秋田市外旭川字三 後田142番地	○
須藤まき子	外旭川病院	秋田市外旭川字三 後田142番地	○
船木 公行	外旭川病院	秋田市外旭川字三 後田142番地	○

飯沼 俊信	外旭川病院	秋田市外旭川字三 後田142番地	○
金山 隆夫	笠松病院	秋田市浜田字藍ノ 原52番地	○
倉澤 悠紀	笠松病院	秋田市浜田字藍ノ 原52番地	○
笠松 千秋	笠松病院	秋田市浜田字藍ノ 原52番地	○
鎌田 滋夫	鎌田循環器科内 科クリニック	秋田市広面字蓮沼 87番地 1 ツインクリニック ビル	○
明石 建	岩崎医院	秋田市雄和妙法字 上大部90番地 1	○
岩崎 斎	岩崎医院	秋田市雄和妙法字 上大部90番地 1	○
吉田 司	吉田胃腸科内科 クリニック	秋田市山王中園町 10番30号	○
玉田 浩郁	玉田眼科	秋田市土崎港中央 五丁目 6 番29号	○
熊谷 肇	熊谷内科医院	秋田市中通五丁目 5 番 8 号	○
桑原 敏行	桑原内科クリニック	秋田市樫山登町 5 番28号	○
佐伯 重昭	五十嵐記念病院	秋田市土崎港中央 一丁目17番23号	○
石川 浄基	五十嵐記念病院	秋田市土崎港中央 一丁目17番23号	○
門脇 謙	五十嵐記念病院	秋田市土崎港中央 一丁目17番23号	○
安田 恒男	五十嵐記念病院	秋田市土崎港中央 一丁目17番23号	○
小栗 重統	御所野ひかりク リニック	秋田市仁井田字横 山260番地 1	○
勝田 光明	御所野ひかりク リニック	秋田市仁井田字横 山260番地 1	○
勝田麻里子	御所野ひかりク リニック	秋田市仁井田字横 山260番地 1	○
細谷 重明	御所野内科クリ ニック	秋田市御所野元町 五丁目 3 番 5 号	○
田中 秀則	御野場たなかレ ディースクリニック	秋田市仁井田新田 二丁目14番21号	○
市原 利晃	御野場病院	秋田市御野場二丁 目14番 1 号	○
金谷 有子	御野場病院	秋田市御野場二丁 目14番 1 号	○
鎌田 誠	御野場病院	秋田市御野場二丁 目14番 1 号	○
小林 佳美	御野場病院	秋田市御野場二丁 目14番 1 号	○
多田為久子	御野場病院	秋田市御野場二丁 目14番 1 号	○

寺田 邦彦	御野場病院	秋田市御野場二丁 目14番 1 号	○
三浦 忠俊	御野場病院	秋田市御野場二丁 目14番 1 号	○
皆河 崇志	御野場病院	秋田市御野場二丁 目14番 1 号	○
三浦 荘治	御野場病院	秋田市御野場二丁 目14番 1 号	○
三浦 邦夫	御野場病院	秋田市御野場二丁 目14番 1 号	○
大山 幸子	向島医院	秋田市土崎港中央 三丁目 5 番10号	○
神山 勇太	工藤胃腸内科ク リニック	秋田市中通一丁目 3 番 5 号	○
工藤 豊樹	工藤胃腸内科ク リニック	秋田市中通一丁目 3 番 5 号	○
石川 正道	広面ファミリー クリニック	秋田市広面字土手 下52番地 2	○
鈴木 信愛	港町内科皮膚科	秋田市土崎港中央 六丁目13番25号	○
五十嵐知規	港北中通診療所	秋田市土崎港北六 丁目 1 番 5 号	○
稲葉龍太郎	港北中通診療所	秋田市土崎港北六 丁目 1 番 5 号	○
梅津 正矩	港北中通診療所	秋田市土崎港北六 丁目 1 番 5 号	○
加賀谷 肇	港北中通診療所	秋田市土崎港北六 丁目 1 番 5 号	○
草彌 芳明	港北中通診療所	秋田市土崎港北六 丁目 1 番 5 号	○
小林 新	港北中通診療所	秋田市土崎港北六 丁目 1 番 5 号	○
佐々木慧美	港北中通診療所	秋田市土崎港北六 丁目 1 番 5 号	○
佐藤 誠	港北中通診療所	秋田市土崎港北六 丁目 1 番 5 号	○
篠崎真莉子	港北中通診療所	秋田市土崎港北六 丁目 1 番 5 号	○
柴田 敬一	港北中通診療所	秋田市土崎港北六 丁目 1 番 5 号	○
鈴木 敏文	港北中通診療所	秋田市土崎港北六 丁目 1 番 5 号	○
角南由紀子	港北中通診療所	秋田市土崎港北六 丁目 1 番 5 号	○
田近 武伸	港北中通診療所	秋田市土崎港北六 丁目 1 番 5 号	○
田中菜摘子	港北中通診療所	秋田市土崎港北六 丁目 1 番 5 号	○
原嶋 宏樹	港北中通診療所	秋田市土崎港北六 丁目 1 番 5 号	○
播間 崇記	港北中通診療所	秋田市土崎港北六 丁目 1 番 5 号	○
福田 光之	港北中通診療所	秋田市土崎港北六 丁目 1 番 5 号	○

藤原 崇史	港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	○
細谷 栄滋	港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	○
松浦多恵子	港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	○
三船 大樹	港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	○
森本友里子	港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	○
白戸 英雄	港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	○
高橋 正喜	高橋正喜クリニック	秋田市中通六丁目6番15号 パークヒルズ中通	○
高橋 文夫	高橋内科医院	秋田市桜四丁目1番1号	○
高清水一善	高清水医院	秋田市中通六丁目15番6号	○
高清水三郎	高清水医院	秋田市中通六丁目15番6号	○
高木 純一	高木内科胃腸科医院	秋田市將軍野南四丁目6番20号	○
永澤 博之	今村記念クリニック	秋田市下新城長岡字毛無谷地265番地	○
後藤 敦子	今村記念クリニック	秋田市下新城長岡字毛無谷地265番地	○
田村 康樹	今村記念クリニック	秋田市下新城長岡字毛無谷地265番地	○
佐々木 弥	佐々木内科・循環器科医院	秋田市土崎港東四丁目5番38号	○
堂北 忍	佐藤内科医院	秋田市將軍野南一丁目10番55号	○
及川 亨	細谷病院	秋田市南通宮田3番10号	○
小林有美子	細谷病院	秋田市南通宮田3番10号	○
高橋 優子	細谷病院	秋田市南通宮田3番10号	○
細谷 栄滋	細谷病院	秋田市南通宮田3番10号	○
細谷貴美子	細谷病院	秋田市南通宮田3番10号	○
細谷 重直	細谷病院	秋田市南通宮田3番10号	○
笛原 秀明	笛原内科医院	秋田市大町三丁目4番41号	○
津田 晃	山王レディースクリニック	秋田市山王中園町10番35号	○
高橋 智和	山王胃腸科	秋田市山王二丁目1番49号	○

最上 栄藏	山王胃腸科	秋田市山王二丁目1番49号	○
白根東久二	山王胃腸科	秋田市山王二丁目1番49号	○
菅沼 由美	山王胃腸科	秋田市山王二丁目1番49号	○
最上希一郎	山王胃腸科	秋田市山王二丁目1番49号	○
湊 貴至	山王整形外科医院	秋田市山王中島町15番18号	○
湊 昭策	山王整形外科医院	秋田市山王中島町15番18号	○
山岸 逸郎	山岸クリニック	秋田市大住四丁目12番47号	○
山川 博	山川内科	秋田市東通一丁目25番22号	○
阿部 咲子	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
阿部 早苗	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
安部 誓也	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
五十嵐なつみ	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
池田 史圭	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
石井 元	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
石田 俊哉	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
泉澤紗弥香	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
伊藤 伸朗	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
伊藤 誠司	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
伊藤 武史	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
猪俣 拓海	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
円山 啓司	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
大川 聰	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
太田 栄	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
大高 麻子	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
大野 秀雄	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
小原 優	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
柏倉 剛	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○

片寄 喜久	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
加藤 信之	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
軽部 裕子	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
河村 正成	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
菊地 功	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
木村 善明	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
工藤 和夫	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
工藤 千晶	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
久保 恭平	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
栗原 由騎	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
高 満衣	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
甲州 亮太	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
小島 七瀬	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
越村 裕美	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
小関 史朗	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
小林 紗雪	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
小林 雄紀	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
小松 真史	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
小松田恵理子	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
近藤 美里	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
嵯峨 卓	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
佐々木直人	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
佐々木 諒	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
提島 真人	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
佐藤 勤	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
佐藤 晴香	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
佐藤ワカナ	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○

里吉 清文	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
重臣 宗伯	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
篠原 良徳	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
柴田 菜那	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
柴原 徹	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
島田 俊亮	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
島田菜那子	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
鈴木 公子	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
鈴木 柚香	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
高橋 和江	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
高橋日香里	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
高橋 雅史	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
高橋 道	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
竹越 結生	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
多田爲久子	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
田村 晋也	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
千葉 満郎	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
辻 剛俊	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
津田 聰子	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
戸村八荘生	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
内藤 信吾	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
中川 正康	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
長崎 剛	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
中根 邦夫	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
中村久美子	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
中山 豊	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○
新保 知規	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4番30号	○

長谷川 傑	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
林 海斗	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
平野 義則	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
深谷 浩史	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
福田 淳	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
藤田 美咲	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
藤原 敏弥	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
藤原美貴子	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
星野 良平	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
細葉美穂子	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
本間 光信	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
前野 淳	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
政井 理恵	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
松井 大介	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
松田 芳教	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
三浦 岳史	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
三浦 喜子	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
水俣 健一	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
村澤映見佳	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
若林 育子	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
若林 俊樹	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
若林 飛友	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
渡邊 健太	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
高橋 まや	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
市川 喜一	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
小泉ひろみ	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
武田 修	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○

米山 法子	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○
寺田 豊	寺田内科医院	秋田市旭南一丁目1番6号	○
寺田 俊夫	寺田内科医院	秋田市旭南一丁目1番6号	○
能登 弘毅	耳鼻咽喉科おのば能登医院	秋田市仁井田字中新田66番地1	○
大山 幸子	鹿嶋医院	秋田市土崎港東四丁目4番70号	○
鹿嶋 雄治	鹿嶋医院	秋田市土崎港東四丁目4番70号	○
七海 敏仁	七海医院	秋田市泉南二丁目9番20号	○
阿部 史人	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
有明 千賀	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
五十嵐知規	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
池田 祐介	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
石川 博康	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
石塚 純平	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
石野 寛和	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
市川友里子	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
伊藤 忠彦	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
伊藤 行信	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
猪股 美結	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
今井友佳子	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
岩澤 卓也	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○

兎澤 晴彦	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		佐藤 恵	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
馬越 通信	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		佐藤 知	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
大内 真吾	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		佐藤 優洋	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
小貫 孔明	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		篠崎真莉子	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
小貫 渉	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		柴田 敬一	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
尾野 祐一	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		柴田 陽	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
面川 歩	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		進藤 吉明	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
喜早 佑介	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		菅沼 由実	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
清澤 美乃	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		杉村 祐介	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
沓澤 理	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		杉村 亮	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
小西 祥朝	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		杉山 保子	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
小松 輝久	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		鈴木 広大	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
小松 博	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		鈴木 哲哉	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
齋藤 由理	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		鈴木 悠也	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
阪本 亮平	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		大門 葉子	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
櫻庭 一馬	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		高城 航一	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
佐々木勇人	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		高橋研太郎	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
佐々木香奈	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		高橋 祐子	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○

高橋 佳之	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		古山 陽佑	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
田近 宗彦	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		細谷 栄滋	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
田近 武伸	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		堀江 祐紀	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
田中 雄一	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		松浦多恵子	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
千葉 剛史	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		三浦 将仁	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
津田 聰子	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		満永 義乃	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
利部 徳子	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		三船 大樹	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
奈良 美保	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		山田 晋	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
成田裕一郎	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		吉田 晃紘	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
難波 美妃	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		脇田 哲平	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
橋本 真子	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		渡辺 学	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
橋本 正治	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		渡邊 康平	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
長谷山俊之	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		ワツ志保里	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
羽渕由紀子	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		稲葉龍太郎	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
濱谷 孟志	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		加賀谷 肇	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
林 桃子	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		久保田奉幸	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
播間 崇記	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		宮形 滋	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
藤島 真澄	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○		原田 忠	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○

小野 嶽	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
小林 新	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
菅原 健	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
菅原 厚	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
千馬 誠悦	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
草薙 芳明	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
渡辺 新	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
藤原 崇史	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
梅津 香織	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
梅津 正矩	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
福田 光之	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
平山 雅士	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
矢幅 義男	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
鈴木 敏文	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○
西本 正	秋田南クリニック	秋田市上北手百崎字諷訪ノ沢3番地115	○
渡邊 克夫	秋田メモリアルクリニック	秋田市南通亀の町7番26号	○
石川 素子	秋田往診クリニック	秋田市広面字川崎125番地1	○
佐藤 徳子	秋田往診クリニック	秋田市広面字川崎125番地1	○
高橋 裕哉	秋田往診クリニック	秋田市広面字川崎125番地1	○

田村 康樹	秋田往診クリニック	秋田市広面字川崎125番地1	○
後藤 和也	秋田往診クリニック	秋田市広面字川崎125番地1	○
市原 利晃	秋田往診クリニック	秋田市広面字川崎125番地1	○
小松田智也	秋田往診クリニック	秋田市広面字川崎125番地1	○
安宅慶一郎	秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7番5号	○
阿部 徹	秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7番5号	○
黒沢 謙	秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7番5号	○
佐藤 和裕	秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7番5号	○
佐藤 佳子	秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7番5号	○
佐藤 亘	秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7番5号	○
塚本 圭	秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7番5号	○
戸澤 琢磨	秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7番5号	○
舛川 仁	秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7番5号	○
松本 康宏	秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7番5号	○
豊野 美幸	秋田県立医療療育センター	秋田市上北手百崎字諷訪ノ沢3番地128	○
澤石由記夫	秋田県立医療療育センター	秋田市上北手百崎字諷訪ノ沢3番地128	○
國分 康平	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	○
白戸 圭介	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	○
千田 佳史	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	○
東山 巨樹	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	○
阿部 栄二	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	○
阿部 元	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	○
阿部 利樹	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	○
荒井 岳史	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	○
飯川 延子	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	○
石井 良明	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	○

伊藤 史子	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
伊藤 善昭	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
犬上 篤	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
井野 剛志	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
今野 広志	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
岩崎 洋一	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
鶴木 栄樹	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
遠藤 和彦	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
大高 新	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
大高 日本	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
大谷 浩	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
大町 康一	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
近江 永豪	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
大本 瑛己	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
大屋 敬太	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
岡田 倭平	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
岡根 克己	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
岡本 憲人	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
小野 恵子	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
笠間 史仁	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
神 千佳子	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
川端 良成	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
菊池 一馬	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
北林 淳	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
北谷 葉	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
木津 典久	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
木戸 知紀	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○

木戸 直子	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
木下 隼人	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
木村 愛彦	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
楠見 僖太	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
熊谷 奈保	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
熊谷 史子	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
倉橋保奈実	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
小板橋祐也	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
小島 壽志	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
後藤 博之	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
小西奈津雄	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
小林 孝	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
小林 未来	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
小林 芳生	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
駒形 友康	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
斎藤 敬太	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
斎藤 寛	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
斎藤 雅也	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
斎藤 陽平	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
斎藤礼次郎	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
作左部 大	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
佐々木俊樹	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
佐々木吉寛	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
笹森 凌平	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
佐藤 敦	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
佐藤 祐平	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
佐藤 優洋	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○

沢口 碩基	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
渋谷 健吾	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
渋谷 嘉美	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
下斗米孝之	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
庄司 亮	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
鈴木 仁美	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
添野 武彦	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
孝橋 里花	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
高橋 佳子	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
高橋 秀吾	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
高橋 正人	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
滝田 友里	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
多田 光範	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
谷川 秀郎	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
田村 知大	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
俵谷 伸	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
千葉 薫七	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
津田 栄彦	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
東海林 圭	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
戸嶋 雅道	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
戸田 洋	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
仲本 雄一	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
奈良 藍子	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
榎井 周作	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
畠澤 孝子	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
畠澤 千秋	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
早川 宏一	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○

福井 伸	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
藤井 公生	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
藤井 義之	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
藤嶋 明子	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
二渡 克弥	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
星野 孝男	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
松岡 悟	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
松本 聖子	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
三浦 健	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
三田 基樹	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
道下 吉広	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
宮内 隼弥	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
宮部 賢	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
村井 肇	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
村石 健治	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
山田 雅浩	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
山本 翔子	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
吉岡 知巳	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
吉野 敬	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
米屋 崇峻	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
若月志保里	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
渡部 博之	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
綿貫 勤	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
田村 芳一	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
齊藤 崇	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一 丁目1番1号	○
朝倉 受康	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○

新井 郷史	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		太田 翔三	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
新井 浩和	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		大山 則昭	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
飯田 直成	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		小野寺洋平	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
飯塚 政弘	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		河合 秀樹	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
池上いちこ	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		加藤 隆康	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
石井 透	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		加藤文一朗	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
石河 紀之	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		鎌田 収一	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
石川 勇仁	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		菊池 茜恵	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
石田 秀明	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		木曾 博典	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
磯崎 健一	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		木村 洋元	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
伊多波未来	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		草彌 美里	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
伊藤 哲樹	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		工藤 和大	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
井上 佳奈	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		黒川 博一	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
岩村 省吾	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		小黒 希理	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
岩谷 真人	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		小棚木 均	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
鵜沼 篤	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		後藤 尚	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
大内慎一郎	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		小林 昭仁	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
大内 東香	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		小林 壮	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○

小松田智也	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		神馬 夏紀	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
今野ひかり	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		鈴木 哲哉	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
齋藤 光	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		関川 綾乃	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
齊藤 宏文	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		高木 亮	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
齊藤 文菜	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		高橋 晋	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
齋藤芳太郎	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		高橋 健人	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
坂口 太一	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		田澤 浩	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
相良 志穂	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		辰田 紗世	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
桜庭 聰美	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		田村 恵理	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
佐藤 宏和	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		田村 智	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
佐藤 隆太	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		津田 一範	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
里吉 梨香	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		土田 聰子	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
真田 広行	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		出村 遼	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
澤田 傑哉	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		照井 元	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
柴田健太郎	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		富樫嘉津恵	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
柴野 健	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		土佐 慎也	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
清水 尚子	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		富澤 宏基	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
下田 直威	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		富手 貴教	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○

土門 洋祐	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		松下 弘雄	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
中泉 琴乃	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		丸屋 淳	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
中畑 潤一	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		宮内 孝治	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
新澤枝里子	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		宮澤 秀彰	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
西巻 啓一	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		武藤 理	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
袴田 真由	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		村田 雅彦	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
畠山 卓	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		八木 英一	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
畠山 賢仁	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		八木澤 仁	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
畠山 遙	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		山中有美子	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
畠山 美穂	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		湯本 聰	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
原 賢寿	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		吉川 諒子	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
平野 修平	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		渡邊 理子	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
平野 秀人	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		伊藤 智夫	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
藤田 康雄	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		衛藤 武	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
細谷 直子	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		榎本 克彦	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
堀川 洋平	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		吉川健二郎	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
本郷 祥子	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		吉田 優子	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○
升田 晃生	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○		吉樂 拓哉	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田 字苗代沢222番地 1	○

原田 英嗣	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	○		後藤 時子	秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地	○
工藤 宏仁	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	○		齊藤 靖	秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地	○
春野 功	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	○		坂本 哲也	秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地	○
小原 崇	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	○		佐藤 浩徳	秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地	○
小高 英達	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	○		鈴木 稔	秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地	○
小山 昌平	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	○		高橋 紀子	秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地	○
小棚木 圭	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	○		三浦 邦夫	秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地	○
青木 勇	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	○		五十嵐三儀	秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地	○
田村 真通	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	○		高橋 賢一	秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地	○
田中 義人	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	○		水俣 明子	秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地	○
武藤 弓奈	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	○		長谷部敬美	秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地	○
福井奈緒子	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	○		武田 忠厚	秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地	○
野口 晋佐	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	○		橋本 祯嗣	小児科内科橋本愛隣医院	秋田市広面字近藤堰越78番地1	○
齋藤さとみ	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	○		小松 幹雄	小松内科クリニック	秋田市御野場新町二丁目10番12号	○
亀井真理子	秋田東病院	秋田市山内字丸木橋167番地3	○		小泉 達朗	小泉耳鼻咽喉科	秋田市中通二丁目1番41号	○
豊田 堯	秋田東病院	秋田市山内字丸木橋167番地3	○		荒田 英	小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号	○
豊田 学	秋田東病院	秋田市山内字丸木橋167番地3	○		石岡 充彬	小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号	○
能登 宏光	秋田泌尿器科クリニック	秋田市広面字谷地沖6番地1	○		伊藤万壽雄	小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号	○
川村 伸悟	秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地	○		大川 恵	小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号	○
草薙 宏明	秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地	○		大場 麗奈	小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号	○
					大山 幸子	小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号	○
					片岡 仁子	小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号	○
					小泉 栄子	小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号	○
					斎藤 敦	小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号	○
					鈴木 優響	小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号	○
					成澤 富雄	小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号	○
					松澤 尚徳	小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号	○

宮澤 秀彰	小泉病院	秋田市中通四丁目 1番28号	○
小泉 亮道	小泉病院	秋田市中通四丁目 1番28号	○
小林謙太郎	小林胃腸科内科	秋田市八橋田五郎 二丁目11番9号	○
新田 格	新田医院	秋田市泉一ノ坪26 番23号	○
新田 晋	新田医院	秋田市泉一ノ坪26 番23号	○
森川 昌利	森川内科・呼吸 器科クリニック	秋田市新屋表町3 番18号	○
須藤 宏久	須藤医院	秋田市広面字樋口 18番地15	○
須藤 明子	須藤医院	秋田市広面字樋口 18番地15	○
安藤 秀明	水沢医院	秋田市茨島四丁目 6番37号	○
水沢 広和	水沢医院	秋田市茨島四丁目 6番37号	○
橋本 啓子	菅原内科クリニック	秋田市寺内堂ノ沢 一丁目4番21号	○
菅原真砂子	菅原内科クリニック	秋田市寺内堂ノ沢 一丁目4番21号	○
渡邊 博之	菅原内科クリニック	秋田市寺内堂ノ沢 一丁目4番21号	○
清水 靖	清水産婦人科クリニッ ク	秋田市広面字糠塚 116番地1	○
飯島壽佐美	清和病院	秋田市柳田字石神 59番地	○
倉田 穂	清和病院	秋田市柳田字石神 59番地	○
桑原 直行	清和病院	秋田市柳田字石神 59番地	○
齊藤真樹子	清和病院	秋田市柳田字石神 59番地	○
富樫 寿文	清和病院	秋田市柳田字石神 59番地	○
中西 弘實	清和病院	秋田市柳田字石神 59番地	○
山崎好日児	清和病院	秋田市柳田字石神 59番地	○
藤枝 信夫	清和病院	秋田市柳田字石神 59番地	○
石川 浩一	石川医院	秋田市土崎港相染 町字大谷地35番地	○
石田 和子	石田小児科医院	秋田市広面字蓮沼 11番地	○
石田 明	石田小児科医院	秋田市広面字蓮沼 11番地	○
石田 明子	石田内科医院	秋田市保戸野中町 6番48号	○
石田晋之介	石田皮ふ科医院	秋田市千秋明徳町 1番34号	○

川原 浩	川原医院	秋田市手形字山崎 194番地1	○
川原 聰樹	川原医院	秋田市手形字山崎 194番地1	○
錢谷 明	錢谷内科胃腸科 クリニック	秋田市川尻上野町 1番64号	○
村山 仁	村山クリニック	秋田市将軍野南五 丁目12番19号	○
多田 有平	多田皮膚科	秋田市広面字鍋沼 59番地11	○
櫻庭 清	大町内科外科クリニッ ク	秋田市大町一丁目 2番23号	○
中込 晃	中込内科医院	秋田市八橋本町三 丁目1番5号	○
中込惠美子	中込内科循環器科クリニッ ク	秋田市仁井田二ツ 屋一丁目8番55号	○
飯田 純平	中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目 1番58号	○
池田 祐介	中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目 1番58号	○
石川 博康	中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目 1番58号	○
石川 素子	中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目 1番58号	○
沓澤 理	中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目 1番58号	○
小松 輝久	中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目 1番58号	○
佐々木香奈	中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目 1番58号	○
杉村 亮	中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目 1番58号	○
千馬 誠悦	中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目 1番58号	○
成田裕一郎	中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目 1番58号	○
新田 悠介	中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目 1番58号	○
橋本 啓子	中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目 1番58号	○
畠山 雄二	中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目 1番58号	○
村田 昇平	中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目 1番58号	○
牛山えり子	中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目 1番58号	○
小貫 渉	中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目 1番58号	○
渡辺 淳	中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目 1番58号	○
長谷山俊之	長谷山内科医院	秋田市中通三丁目 3番43号	○
後藤 弥生	土崎病院	秋田市土崎港中央 四丁目4番26号	○

三浦 邦夫	土崎病院	秋田市土崎港中央四丁目4番26号	○
山中 康生	土崎病院	秋田市土崎港中央四丁目4番26号	○
土田 蓉子	土田小児科医院	秋田市東通六丁目14番30号	○
島田 堅一	島田クリニック	秋田市川元山下町7番21号	○
島田 俊亮	島田クリニック	秋田市川元山下町7番21号	○
小松 真紀	東通りこどもとアレルギーのクリニック	秋田市広面字野添53番地	○
木村 有香	内科胃腸科 濱島医院	秋田市保戸野すわ町15番20号	○
遠山 佳子	内科胃腸科 濱島医院	秋田市保戸野すわ町15番20号	○
門脇 謙	南浦医院	秋田市檜山本町1番32号	○
熊谷 肇	南浦医院	秋田市檜山本町1番32号	○
南浦 光昭	南浦医院	秋田市檜山本町1番32号	○
小坂 俊光	飯川病院	秋田市中通六丁目1番21号	○
飯野 健二	飯川病院	秋田市中通六丁目1番21号	○
福田 光之	飯川病院	秋田市中通六丁目1番21号	○
福田 二代	飯川病院	秋田市中通六丁目1番21号	○
渡邊 秀悦	飯島ファミリークリニック	秋田市飯島新町二丁目12番1号	○
富田 崇志	富田胃腸科内科医院	秋田市新屋豊町10番3号	○
武田 正人	武田胃腸クリニック	秋田市大町一丁目6番12号	○
福田 健	福田胃腸科クリニック	秋田市広面字家ノ下34番地1	○

福島 幸隆	福島内科医院	秋田市南通宮田15番46号	○
米山 泰夫	米山内科医院	秋田市大町五丁目4番49号	○
米谷 博秀	米谷耳鼻咽喉科医院	秋田市将軍野南一丁目10番57号	○
片岡 仁子	片岡内科医院	秋田市泉南三丁目17番17号	○
片岡 英	片岡内科医院	秋田市泉南三丁目17番17号	○
湊 元志	湊小児科医院	秋田市中通五丁目7番34号	○
木曾のり子	木曾医院	秋田市外旭川字八幡田10番地6	○
木曾 博典	木曾医院	秋田市外旭川字八幡田10番地6	○
木曾 典一	木曾医院	秋田市外旭川字八幡田10番地6	○
木村 衛	木村内科クリニック	秋田市新屋田尻沢東町10番5号	○
柳田 龍一	柳田医院	秋田市手形田中4番15号	○
日下 尚志	雄和さくらクリニック	秋田市雄和新波字竹ノ花42番地1	○
鈴木 和夫	鈴木内科医院	秋田市中通三丁目3番24号	○
澤口 博	澤口医院	秋田市八橋三和町14番6号	○

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定する定期の予防接種について、予防接種を行う医師に変更があったため、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年9月28日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う協力を承諾した医師の氏名および予防接種を行う主たる場所、追加する予防接種の種類

別表のとおり

別表

主たる場所 (医療機関名)	所在地	医師の氏名	追加する予防接種の種類													
			四種混合	三種混合	二種混合	不活化ポリオ	麻しん風しん混合	麻しん単抗原	風しん単抗原	日本脳炎	結核(BCG)	Hib感染症	小児の肺炎球菌	H PV感染症	水痘	B型肝炎
あらやキッズクリニック	秋田市新屋元町23番6号	三浦 忍	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
いとう内科胃腸科クリニック	秋田市仁井田本町五丁目7番5号	伊藤 紘朗													○	○

秋田市公告

秋田市の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号。以下「条例」という。）第2条第1項および第2項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条例第2条第3項の規定により公告する。

平成30年9月28日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の概要

(1) 秋田市太平山スキー場

ア 所在地 秋田市仁別字蛇馬目沢50番地の1ほか
イ 設置目的 スキー場の利用を通じ、市民の冬期体育の振興と心身の健全な発達に寄与する。

ウ 規模等 管理面積約118ha

エ 主な施設

- (ア) スキー場（ゲレンデ6コース、高速クワッドリフト1基、ペアリフト2基、サンキッドおよびナイター設備一式）
- (イ) オーパスプラザ（ロビー、休憩所、託児室、救護室およびトイレ）
- (ウ) 駐車場（3か所）

(2) 太平山リゾート公園

ア 所在地 秋田市仁別字マンタラメ213番地ほか
イ 設置目的 太平山周辺一帯の豊かな自然環境と温泉を活用し、市民の健康増進、スポーツ、レクリエーションの場として、市民をはじめ、より多くの人々が気軽に訪れ、楽しむことができる都市公園を目指し整備、設置されたもの

ウ 規模等 管理面積約95.3ha

エ 主な施設

- (ア) クアドーム・展望風呂付大広間（プール室、温泉浴場および大広間）
- (イ) 森林学習館（大研修室、和室6室および温泉浴場）
- (ウ) オートキャンプ場（面積1.9ha・テントサイト33区画）
- (エ) トレーラーハウス（設置台数5台）
- (オ) グラウンド・ゴルフ場（面積3.3ha・4コース32ホール）
- (カ) テニスコート（面積1.95ha・砂入り人工芝7面うち、ナイター4面）
- (キ) バンガロー（設置数4棟）
- (ケ) ピクニックの森（管理棟、共同炊事場、水洗トイレ、無料休憩棟およびフリーテントスペース10張）
- (ケ) 総合案内所（受付カウンター、ロビー、トイレおよびシャワー室）
- (コ) 花公園（面積9ha・芝生広場、シンボル花壇、休憩所付きトイレおよび散策路）
- (サ) 植物園（面積9.3ha・植栽樹木4,000本、自然林、あずまや1棟、林間歩道および駐車場）
- (シ) その他緑地等（面積59.8ha）

2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 秋田市太平山スキー場

- ア スキー場の占用の許可に関する業務
- イ スキー場利用者に対する指示ならびにスキー場の利用の禁止および占用の許可の取消しに関する業務
- ウ スキー場の施設、附属設備等の維持管理に関する業務

エ その他、市長がスキー場の管理運営上必要と認める業務

(2) 太平山リゾート公園

- ア 公園の利用の禁止又は制限に関する業務
- イ 公園の施設、附属設備等の維持管理に関する業務
- ウ その他市長が公園の管理運営上必要と認める業務

3 管理を行わせる期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（予定）

4 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格

ア 秋田市内に本社又は本店を有する法人その他の団体であること。

イ 秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の各施設と同種の施設の管理運営実績があること。

ウ 秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の管理運営に必要な有資格者を配置し、両施設の一括管理を適切に行うことができること。

(2) 申請をすることができない団体

ア 条例第3条第2項に規定する団体

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していない団体（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

ウ 申請の日において、現に市の指名停止措置を受けている団体

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更正手続が開始されている団体

オ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する団体

カ 市税に滞納がある団体

(3) 複数の団体による申請

次の要件を満たす場合は、複数の団体（以下「グループ」という。）が共同して申請することができる。

ア グループを構成する団体（以下「構成団体」という。）が協定を結び、構成団体の中で代表となる団体（以下「代表団体」という。）を定めること。

イ 代表団体は、(1)のアに該当し、かつ、グループにおける責任割合が最大であること。

ウ 全ての構成団体は、(2)に掲げる全ての要件に該当しないこと。

エ グループとして、(1)のイおよびウを満たしていること。グループによる申請の構成団体となった各団体は、同時に単独で、又は他のグループの構成団体として申請できない。重複して申請した団体を構成団体として含むグループは、申請者としての資格を失うものとする。

また、次の5に定める申請後は、代表団体又は構成団体を変更することはできない。グループの構成を変更するときは、受付期間内であれば、申請を辞退してから新たなグループとして申請すること。

なお、受付期間終了後にグループを構成する団体の一部が欠けたときは、申請者としての資格を失うものとする。

5 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書

類を添えて申請しなければならない。

ア 公の施設の管理に関する事業計画書
イ 公の施設の管理に関する業務の収支予算書
ウ 定款、規約又はこれらに類する書類
エ 法人の場合は、登記事項証明書
オ 財務の状況を示す書類
カ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 提出場所
郵便番号 010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市建設部公園課企画建設担当 電話 018-888-5753

(3) 提出期限
平成30年10月26日（金）午後5時15分

(4) 提出方法
(2)の提出場所に持参又は郵送すること。郵送による場合は提出期限必着

6 選定の方法および基準
(1) 秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園指定管理者選定委員会において、次に掲げる選定基準に照らし、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
ア 市民の平等な利用が確保されること（確保されなければ失格）。
イ 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。
ウ 効率的な管理が行われること。
エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
オ 前各号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的又は性質に応じ、市長等が必要と認めて定める基準

(2) 選定は平成30年11月（予定）を行い、その結果については、書面で通知するとともに、秋田市ホームページで公表する。

7 募集要項（省略）の交付
(1) 5の(2)に掲げる場所で交付又は秋田市ホームページからダウンロードすること。
(2) 交付期間は、公告の日から平成30年10月26日（金）まで
(3) 5の(2)に掲げる場所で交付の場合は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

8 説明会
(1) 日時
募集要項（省略）に記載する日時および場所
(2) その他
説明会へ参加を希望する場合は、参加申込書により平成30年10月11日（木）午後5時15分までに5の(2)に掲げる場所に申し込むこと。

9 その他
(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して申請書および添付書類の内容について、説明を求めることがある。
(2) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
(3) 秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の利用料金は、秋田市太平山スキー場条例（昭和51年秋田市条例第30号）および秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）で定める利用料金の額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定め、自己の収入として収受するものとする。
(4) その他詳細は、募集要項（省略）による。
(5) 問合せ先
秋田市建設部公園課企画建設担当 電話 018-888-5753

教委公告

秋田市教委公告

平成31年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立秋田商業高等学校学則（平成3年秋田市教委規則第8号）第8条第2項の規定により公告する。

平成30年9月28日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤孝哉

1 選抜の種類

前期選抜および一般選抜を設定する。

2 入学願書の提出期日および提出先

(1) 提出期日

ア 前期選抜

平成31年1月15日（火）から同月17日（木）正午まで

イ 一般選抜

平成31年2月13日（水）から同月15日（金）正午まで

(2) 提出先

秋田市立秋田商業高等学校長

3 入学検定料

2,200円

4 入学志願者検査日

(1) 前期選抜

平成31年1月29日（火） 学力検査および面接

ア 實施教科

3教科（国語、数学および英語）

イ 面接

学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。

(2) 一般選抜

平成31年3月5日（火） 学力検査および面接

ア 實施教科

5教科（国語、社会、数学、理科および英語）

イ 面接

学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。

5 出願資格

(1) 前期選抜

中学校又はこれに準ずる学校を平成31年3月に卒業する見込みの者で、「平成31年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」で定める「出願の条件」を満たしている者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）

(2) 一般選抜

次のア又はイに該当する者で、前期選抜で合格していない者

ア 中学校又はこれに準ずる学校を平成31年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

6 募集する学科名および募集人員

- (1) 学科名
商業科
- (2) 募集人員
男女 240名
- 7 合格者の発表
- (1) 前期選抜
平成31年2月5日（火）午後4時
- (2) 一般選抜
平成31年3月13日（水）午後4時
- 8 その他
入学者の選抜の実施上必要な細目事項は、「平成31年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」の定めるところによるものとする。

選 管 公 告

秋市選管公告

検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項の規定に基づき検察審査員候補者の予定者の選定を行うので、その場所および日時を次のとおり公告する。

平成30年9月6日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

1 場所

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市選挙管理委員会事務局

2 日時

平成30年9月12日（水）午後1時

秋市選管公告

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第21条第1項の規定に基づき裁判員候補者の予定者の選定を行うので、その場所および日時を次のとおり公告する。

平成30年9月6日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

1 場所

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市選挙管理委員会事務局

2 日時

平成30年9月12日（水）午後1時